

基本方針① 保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します

番号	施策カテゴリー	事業名	所管課	事業概要	子ども・子育て	次世代育成	子ども基本条例	未来応援計画	成果の目標値 (R6)		成果の目標値 (R4)			成果の目標値 (R5)	令和4年度実施計画	令和4年度実施状況	令和5年度実施計画
									指標名	令和4年度目標値または活動指標	令和4年度実績値	令和4年度評価 (A~E)	令和5年度目標値または活動指標				
1	教育・保育サービスの充実	施設型給付・地域型保育給付事業	子ども育成課	特定教育・保育ニーズに対応する施設整備、認定こども園の開園などの受け皿の確保、定員拡大に伴う保育士確保支援策を通じて、必要とする保護者が子どもを安心して預けることができる状態を目指す。保育士の資質向上研修や障がい児保育環境の充実により、質の高い保育サービスの提供を行う。保育所等の健全運営を支援する。	●	●	●	●	待機児童数	0人	0人	A	0人	既存施設の移転整備を実施する。保育士等家賃補助、保育補助者雇用促進、保育所等就職支援金により各施設の保育士確保を支援する。保育士等の資質向上研修を実施する。	以下の補助・給付により各施設の保育士確保を支援した。 ・保育士等家賃補助 23名 10,361,000円 ・保育補助者雇用促進 10園 22,343,000円 ・保育所等就職支援金 24名 2,400,000円 上記取り組みにより保育サービスの充実を図った。	既存施設の移転整備を実施する。保育士宿舎借り上げ支援事業補助金、保育所等保育補助者雇用促進事業補助金、私立保育所等就職支援給付金により各施設の保育士確保を支援する。保育士等の資質向上研修を実施する。	
2		地域子ども・子育て支援事業	子ども育成課	多様な子育て支援ニーズに対応したサービスが提供されることにより、子育ての負担の軽減や仕事と子育ての両立支援などを受け、保護者が安心して子育てができる状態を目指す。延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、利用者支援事業など、多彩な保育事業の実施により、保護者が社会的活動と家庭生活との両立と、安心して子育てができるような環境整備を行う。	●	●	●	●	延長保育利用者数【活動指標】	6,782人	5,633人	B	5,633人	保護者の社会活動と子育ての両立のため、必要とする子どもへ延長保育・一時預かり・病児保育等のサービス提供を行う。	必要とする子どもへ延長保育・一時預かり・病児保育等のサービス提供を行った。R3はコロナ禍における登園自粛や在宅勤務の推進等により利用が減少したが、R4は回復傾向にある。	保護者の社会活動と子育ての両立のため、必要とする子どもへ延長保育・一時預かり・病児保育等のサービス提供を行う。	
3		学童保育所管理運営事業	子ども育成課	学童保育所を利用する保護者が、子どもを放課後や学校休業日に安心して預けることができ、安全で安心な生活及び遊びの場となるよう学童保育所を運営する。指定管理者の更新、障がい児などへの対応、円滑な運営を実施する。また、学童保育利用料の減免制度（きょうだい児・ひとり親・非課税世帯・生活保護世帯・多子世帯）を運用し保護者の負担軽減を図る。	●	●	●	●	利用者（保護者）の満足度	80%	92.7%	A	80%	指定管理者による学童保育所の適切かつ円滑な運営の実施のため、指定管理者と協議を行う。学童保育所で必要な備品等の購入を行う。	指定管理者による学童保育所の円滑運営の実施のため、指定管理者と運営についての協議を行った。日の里西小第2学童保育所の指定管理者の選定を行い（非公募）、R5~R7の学童保育所運営を担う者を決定し、運営手法等の協議を行った。コロナ対策用品など学童保育所で必要な備品等の購入を行い施設内での感染拡大の防止を図った。	指定管理者による学童保育所の適切かつ円滑な運営の実施のため、指定管理者と協議を行う。学童保育所で必要な備品等の購入を行う。	
4		学童保育所整備事業	子ども育成課	学童保育所の利用を希望する児童全員を受け入れられるよう学童保育所の施設整備を行う。	●	●	●	●	待機児童数	0人	0人	A	0人	公共施設アセットマネジメント推進計画に沿って、河東西小第1学童保育所改修工事を行う。	河東西小第1学童保育所の改修工事について、建築課と現場確認及び協議を行いながら実施した。	改修工事の予定はなし。	
5	家庭の教育力向上のための支援	子育て支援センター運営事業	子ども育成課	子育て世代の保護者が、子育て支援センターを利用することで、子育てに対する不安やストレスの軽減を図り、育児力を高めることを目指す。市民団体との協働による子育て支援センターの運営及び子育て講座や子育て支援事業を実施する。	●	●	●	●	講座等開催回数	35回	38回	A	39回	初めて子育てする保護者やきょうだい児がいる子育て中の保護者などの対象別やテーマ別に子育て講座を開催する。また、親子であそべるイベントや大島、地島での交流イベントを開催し、親の育児力向上を図る。親子で利用できる交流室を開設し、子育ての悩みや不安の相談を受け、子育ての不安解消に努める。	初めて子育てする保護者やきょうだい児がいる子育て中の保護者などの対象別やテーマ別に子育て講座を開催した。また、親子であそべるイベントや大島、地島での交流イベントを開催し、親の育児力向上を図った。親子で利用できる交流室を開設し、子育ての悩みや不安の相談を受け、子育ての不安解消に努めた。	初めて子育てする保護者やきょうだい児がいる子育て中の保護者などの対象別やテーマ別に子育て講座を開催する。また、親子であそべるイベントや大島、地島での交流イベントを開催し、親の育児力向上を図る。親子で利用できる交流室を開設し、子育ての悩みや不安の相談を受け、子育ての不安解消に努める。	
6		子育て支援事業	子ども育成課	子育て世代の保護者が、子育てサロンなどを活用することで、子育て支援環境を充実させる。市民団体との協働による子育て支援センターと連携して、地域が運営する子育てサロンの支援を行い、充実を図る。	●	●	●	●	子育てサロン参加者数	500人	1,058人	A	3,000人	サロン再開に向けて代表者と協議し、方法等の検討を行う。再開が決まったサロンについてはHPへ掲載し周知する。	13サロンが再開し、延べ108回のサロンが開催された。消耗品の助成、市広報・HPへの掲載、連携会議の開催を行うことで、地域が運営する子育てサロンの支援を行い、充実を図った。	消耗品の助成、市広報・HPへの掲載、連携会議の開催を行うことで、地域が運営する子育てサロンの支援を行い、充実を図る。	
7		家庭教育学級	地域教育連携室	子どもが基本的な生活習慣や社会性を身に付ける基盤であるべき家庭での教育の重要性を学ぶため、市内保育所・幼稚園・認定こども園・市立学校PTA、コミュニティ運営協議会（子育てサロンを含む）などの子育て支援関係団体による家庭教育学級の開設を啓発、支援し、家庭、地域の教育力向上を目指す。	●	●	●	●	参加者数	5,000人	4,233人	B	4,500人	家庭教育学級開設に関する説明会、市主催の家庭教育学級を行う。また、各団体へ家庭教育学級に係る講師料の助成を行い、学級開設を促すことで家庭の教育力向上を図る。	家庭教育学級開設説明会、講演会を開催するとともに、各団体へ家庭教育学級に係る講師料の助成を行い、家庭教育学級の向上を図った	家庭教育学級開設に関する説明会、市主催の家庭教育学級を行う。また、各団体へ家庭教育学級に係る講師料の助成を行い、学級開設を促すことで家庭の教育力向上を図る。	
8	市民図書館事業	図書課	子どもや子育て中の保護者が、ともに本に親しみ市民図書館を身近に感じることができるよう充実を図る。また、ボランティア、市民活動団体、コミュニティ運営協議会と協働で、小さな頃から本に親しむ機会を創出、子育て世代が何度も行きたくなるような図書館サービスを提供する。	●	●	●	●	講座・イベント等参加者数	2,500人	2,330人	B	2,500人	宗像市読書のまちづくり推進計画に沿って、計画的に各種事業を実施する。ボランティア、市民活動団体と協働で、おはなし会やイベントを実施して、子どもや子育て中の保護者が本に親しむ機会を提供する。	コロナ対策を行いながら、ボランティア団体と協働でおはなし会やイベントを行った。	宗像市読書のまちづくり推進計画に沿って、計画的に各種事業を実施する。ボランティア、市民活動団体と協働で、おはなし会やイベントを実施して、子どもや子育て中の保護者が本に親しむ機会を提供する。		

基本方針① 保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します

番号	施策カテゴリー	事業名	所管課	事業概要	子ども・子育て	次世代育成	子ども基本条例	未来応援計画	成果の目標値 (R6)		成果の目標値 (R4)			成果の目標値 (R5)		令和4年度実施計画	令和4年度実施状況	令和5年度実施計画
									指標名	令和4年度目標値または活動指標	令和4年度実績値	令和4年度評価 (A~E)	令和5年度目標値または活動指標					
9	ひとり親家庭等の自立支援	児童扶養手当等ひとり親家庭経済支援事業	子ども家庭センター	18歳（児童に一定の障害がある場合は20歳まで）の誕生日の年度末までの児童を扶養するひとり親家庭等に対して、児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図る。	●	●	●	●	受給資格者数（児童扶養手当）【活動指標】	832人	845人	A	845人	児童扶養手当の申請受付、審査及び支払 新型コロナウイルス感染症への経済的支援として低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給予定	児童扶養手当の申請受付、審査及び支払を実施した。新型コロナウイルス感染症への経済的支援として低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を783世帯に支給した。	児童扶養手当の申請受付、審査及び支払 物価高騰への経済的支援として低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給予定		
10		ひとり親家庭等医療事業	子ども家庭センター	医療費の一部を助成することによりひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	●	●	●	●	受給資格者数【活動指標】	1,738人	1,706人	A	1,706人	ひとり親家庭医療の受付、審査、認定を行い、医療証の交付と医療費の助成を行う。	ひとり親家庭医療の受付、審査、認定を行い、医療証の交付と医療費の助成を行った。	ひとり親家庭医療の受付、審査、認定を行い、医療証の交付と医療費の助成を行う。		
11		ひとり親家庭自立支援事業	子ども家庭センター	①ひとり親家庭の父または母のよりよい就業に向けた能力開発を支援し、自立の促進を図る。 ②修学又は疾病等により一時的に日常生活に支障が生じているひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、必要な支援を行う。 ③ひとり親家庭等の経済的自立を支援し、生活の安定を図るため、県の母子・父子・寡婦福祉資金貸付の受付、進達を行う。	●	●	●	●	自立支援者数【活動指標】	20人	11人	B	11人	①自立支援教育訓練給付金（介護福祉士・医療事務等）及び高等職業訓練促進給付金（看護師・保育士等）の受付、審査、支払い ②日常生活支援事業利用対象者の登録、家庭生活支援員の派遣依頼等 ③母子・父子・寡婦福祉資金貸付の受付・進達事務	①自立支援教育訓練給付金（介護福祉士・医療事務等）の申請受付、高等職業訓練促進給付金（看護師・保育士等）の受付、審査、支払い。延べ11人。 ②日常生活支援事業利用対象者の登録、家庭生活支援員の派遣依頼等。利用なし。 ③母子・父子・寡婦福祉資金貸付の受付・進達事務、相談はあったが、貸付には至らず。	①自立支援教育訓練給付金（介護福祉士・医療事務等）及び高等職業訓練促進給付金（看護師・保育士等）の受付、審査、支払い ②日常生活支援事業利用対象者の登録、家庭生活支援員の派遣依頼等 ③母子・父子・寡婦福祉資金貸付の受付・進達事務		
12		母子生活支援施設等入所事業	子ども家庭センター	①生活上のさまざまな問題のため子どもの養育が十分にできない母子を、母子生活支援施設に入所させて生活を支援する。 ②経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させ助産を受けさせる。	●	●	●	●	母子生活支援施設入所世帯数（延べ数）【活動指標】	0世帯	0世帯	B	0世帯	①母子生活支援施設への入所申込みの受理、審査及び施設への入所措置 ②助産施設への入所申込みの受理、審査及び施設への入所措置	①母子生活支援施設への入所申込みの受理、審査及び施設への入所相談受付 ②助産施設への入所申込みの受理、審査及び施設への入所相談受付	①母子生活支援施設への入所申込みの受理、審査及び施設への入所措置 ②助産施設への入所申込みの受理、審査及び施設への入所措置		
13		生活困窮者自立支援事業	生活支援課	自立相談支援事業として生活困窮者対象に広く相談を受け、その人に応じた自立支援プランを立て、家計改善支援事業等の法定事業や他法他施策へのつなぎ等により課題解決し、自立した生活を送れるよう支援していく。	●	●	●	●	相談支援により就職した者の数【活動指標】	25人	44人	A	25人	生活困窮者からの相談を受け、その人に応じた自立支援プランを立て、就労支援を中心とした自立相談支援と、家計改善支援事業等の法定事業や他法他施策へのつなぎ等により課題解決し、自立した生活を送れるよう支援していく。窓口周知、関係機関との連携により、困窮者の早期発見・早期支援に努める。	生活困窮者一人ひとりに親身に耳を傾け、その人に応じた自立支援プランを立て、就労支援を中心とした自立相談支援と、家計改善支援事業等の法定事業や他法他施策へのつなぎ等により課題解決し、自立した生活を送れるよう支援していく。窓口周知、関係機関との連携により、困窮者の早期発見・早期支援に努める。	生活困窮者からの相談を受け、その人に応じた自立支援プランを立て、就労支援を中心とした自立相談支援と、家計改善支援事業等の法定事業や他法他施策へのつなぎ等により課題解決し、自立した生活を送れるよう支援していく。窓口周知、関係機関との連携により、困窮者の早期発見・早期支援に努める。		
14		子ども医療事業	子ども家庭センター	医療費の一部を助成することで、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの健康の向上と福祉の増進、保護者の負担軽減を図る。	●	●	●	●	受給資格者数【活動指標】	13,756人	13,526人	A	13,526人	子ども医療の受付・審査・認定を行い、医療証の交付、医療費の助成を行う。	子ども医療の受付・審査・認定を行い、医療証の交付、医療費の助成を行った。3年度より医療費は増加した。	子ども医療の受付・審査・認定を行い、医療証の交付、医療費の助成を行う。		
15		児童手当給付事業	子ども家庭センター	中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育する者に対し、児童手当を支給し、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を支援する。	●	●	●	●	受給資格者数【活動指標】	6,944人	6,732人	A	6,732人	児童手当の申請受付、審査及び支払い 法改正により所得上限限度額を超えた世帯には6月分以降の児童手当は支給されない。 新型コロナウイルス感染症への経済的支援として低所得の子育て世帯への臨時特別給付金（ひとり親以外世帯分）を支給予定。	児童手当の申請受付、審査及び支払いを行った。 新型コロナウイルス感染症への経済的支援として低所得の子育て世帯への臨時特別給付金（ひとり親以外世帯分）を512世帯に支給した。 3年度繰越子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を29世帯に支給した。	児童手当の申請受付、審査及び支払い 法改正により所得上限限度額を超えた世帯には児童手当は支給されない。 物価高騰への経済的支援として低所得の子育て世帯への臨時特別給付金（ひとり親以外世帯分）を支給予定。		
16		就学援助事業	教育政策課	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し学用品費などを援助することで、すべての児童生徒が経済的な不安を抱えずに義務教育を受けられる環境を整備する。	●	●	●	●	就学援助受給児童数（小学生・中学生）【活動指標】	小学生689人 中学生406人	小学生678人 中学生416人	B	小学生678人 中学生416人	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助費を支給する。	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助費を支給した。また、令和3年度に引き続き、オンライン学習通信費を含めて支給した。	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助費を支給する。		
17		高校奨学金事業	教育政策課	市内の高校生が経済的な不安を抱えずに就学できるよう、経済的支援として保護者に高校奨学金を支給する。	●	●	●	●	奨学金認定者数【活動指標】	282人	285人	A	285人	経済的理由で就学が困難な高校生の保護者に対して、奨学金を支給する。	経済的理由で就学が困難な高校生の保護者に対して、奨学金を支給した。	経済的理由で就学が困難な高校生の保護者に対して、奨学金を支給する。		
18		重度障害者医療事業	子ども家庭センター	医療費の一部を助成することにより、重度の障がいがある人の福祉の増進を図る。	●	●	●	●	受給資格者数【活動指標】	1,840人	1,793人	A	1,793人	重度障害者医療の受付、審査、認定を行い、医療証の交付、医療費の助成を行う。	重度障害者医療の受付、審査、認定を行い、医療証の交付、医療費の助成を行った。	重度障害者医療の受付、審査、認定を行い、医療証の交付、医療費の助成を行う。		
19		特別児童扶養手当事業	子ども家庭センター	障がい児の福祉の増進を図るため特別児童扶養手当の申請受付、同手当を支給する県への進達事務を行う。	●	●	●	●	受給資格者数【活動指標】	342人	406人	A	367人	特別児童扶養手当の申請受付及び県への進達事務	特別児童扶養手当の申請受付及び県への進達事務	特別児童扶養手当の申請受付及び県への進達事務		
20		障害児手当等給付事業	福祉政策課	日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児に障害児福祉手当を支給する。20歳未満の重度の障がい児に重度障害者年金を支給する。心身障害者扶養共済制度の加入者で、掛金の納付が困難な人に対して掛金を助成する。	●	●	●	●	①障害児福祉手当給付人数 ②重度障害者年金給付人数 ③心身障害者扶養共済掛金助成人数【活動指標】	①92人 ②111人 ③3人	①101人 ②118人 ③3人	A	①101人 ②118人 ③3人	障害児福祉手当・重度障害者年金の制度周知を図り、受付、審査、認定を適正に行う。心身障害者扶養共済制度の加入者で掛金の納付が困難な人に対して掛金を助成する。	障害児福祉手当・重度障害者年金の制度周知を図り、受付、審査、認定を適正に行った。心身障害者扶養共済制度の加入者で掛金の納付が困難な人に対して掛金を助成した。	障害児福祉手当・重度障害者年金の制度周知を図り、受付、審査、認定を適正に行う。心身障害者扶養共済制度の加入者で掛金の納付が困難な人に対して掛金を助成する。		

基本方針① 保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します

番号	施策 カテ ゴリ	事業名	所管課	事業概要	子 ども ・ 子 育 て	次 世 代 育 成	子 ども 基 本 条 例	未 来 応 援 計 画	成果の目標値 (R6)		成果の目標値 (R4)			成果の目標 値 (R5)	令和4年度実施計画	令和4年度実施状況	令和5年度実施計画
									指標名	令和4年度 目標値または活動指標	令和4年度 実績値	令和4年度 評価 (A~E)	令和5年度 目標値または活動指標				
21		渡船通学定期券購入費補助事業	教育政策課	地島又は大島に居住している中学生・義務教育学校生・高校生・大学生の保護者に対し、渡船を利用して通学するときの通学定期券購入費用を補助する。	●	●	●	●	補助金申請者数【活動指標】	11人	8人	A	12人	地島及び大島渡船を利用して通学する中学・高校・大学生の保護者に対して、経済的負担を軽減するために、渡船定期券購入費の補助を行う。	地島及び大島渡船を利用して通学する中学・高校の保護者に対して、経済的負担を軽減するために、渡船定期券購入費の補助を行った。	地島及び大島渡船を利用して通学する中学・高校・大学生の保護者に対して、経済的負担を軽減するために、渡船定期券購入費の補助を行う。	
22	母 子 の 健 康 の 確 保	母子保健事業	子ども家庭センター	①妊婦健康診査・歯科健康診査事業 ②乳幼児健診事業（4か月，7か月，1歳6か月，3歳） ③10か月すくすく相談事業 ④発達相談小集団保育教室 ⑤未熟児養育医療給付事業 ⑥要支援者(フォロー者及び未受診者)訪問事業上記事業や各サービスの機会を活用し、子どもと子育て家族に対し健康教育・相談を行い健康の増進を図る。	●	●	●	●	乳幼児健診受診率（全事業平均）	100%	99.6%	B	100%	妊婦および乳幼児に対し健康診査を行い、健康教育や相談を実施する。	感染対策を取りながら、すべての乳幼児健診を実施した。健康教育は全員を対象とした小集団指導はR3年度に引き続き実施を見合わせ、希望者・必要者に対して個別の健康相談や保健指導を行った。	妊婦および乳幼児に対し健康診査を行い、健康教育や相談を実施する。	
23		子ども等予防接種事業	子ども家庭センター	予防接種法に定められた定期予防接種と、任意予防接種の助成を実施する。	●	●	●	●	定期予防接種率(MRI・II期の平均)	100%	95.7%	B	100%	予防接種法に定める定期予防接種と任意予防接種（成人風しん・おたふく・中3インフル）の助成を行う。R4年度より積極的勧奨が再開となったHPVワクチンに対しては、医療機関等を連携し円滑に接種する体制をとると共に、市民が安心して接種検討ができるよう情報提供に努める。	定期予防接種（14対象疾患）と任意予防接種（成人風しん・おたふく・中3インフル）の助成を行った。	予防接種法に定める定期予防接種と任意予防接種（成人風しん・おたふく・中3インフル）の助成を行う。R4年度より積極的勧奨が再開となったHPVワクチンについて、市民が安心して接種検討ができるよう情報提供に努める。	
24		妊娠包括支援事業	子ども家庭センター	①母子手帳交付に合わせた全数面接 ②妊婦・両親学級 ③助産師等による新生児訪問 ④妊婦・未熟児等への養育訪問事業 ⑤産後ケア事業 ⑥民生委員児童委員によるこにちは赤ちゃん訪問事業 ⑦栄養なんでも相談室 ⑧市内中学校妊婦体験教室 上記事業や母子保健サービスを活用し、妊娠期から産後・育児期まで継続的・包括的支援を行う。	●	●	●	●	訪問実施率（助産師等による訪問）	100%	86.3%	B	100%	すべての妊産婦や乳幼児とその家族に対して、母子手帳交付・新生児訪問などの機会を通して接し、子育てや生活面の心配ごとを把握し、不安が軽減されるよう相談・教室・訪問を通して支援を行った。また関係機関と連携しながら、妊娠から出産・育児まで継続的・包括的な支援を行う。	すべての妊産婦や乳幼児とその家族に対して、母子手帳交付・新生児訪問などの機会を通して接し、子育てや生活面の心配ごとを把握し、不安が軽減されるよう相談・教室・訪問を通して支援を行う。また関係機関と連携しながら、妊娠から出産・育児まで継続的・包括的な支援を行う。	すべての妊産婦や乳幼児とその家族に対して、母子手帳交付・新生児訪問などの機会を通して接し、子育てや生活面の心配ごとを把握し、不安が軽減されるよう相談・教室・訪問を通して支援を行う。また関係機関と連携しながら、妊娠から出産・育児まで継続的・包括的な支援を行う。	
25		養育環境改善家事育児支援事業	子ども家庭センター	保護者の養育能力に特に課題のある家庭に対し、その養育が適切に行われるよう、対象家庭を訪問し、調理・洗濯・清掃等の家事支援や哺乳・食事・入浴・排泄等の育児支援を行う。	●	●	●	●	ヘルパー派遣時間【活動指標】	48時間	7時間	D	48時間	引続き不適切な養育状態にある家庭など、特に虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭における養育環境の維持改善を行うため、ヘルパーを派遣し、育児支援や家事支援を行う。	家庭における養育環境の維持改善を行うため、派遣家庭を精査し、ヘルパーを派遣し育児支援や家事支援を行った。	引続き不適切な養育状態にある家庭など、特に虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭における養育環境の維持改善を行うため、ヘルパーを派遣し、育児支援や家事支援を行う。	
26	発 達 支 援 ・ 相 談 体	障害児通所支援など事業	福祉政策課	未就学児に、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行う（児童発達支援）。就学児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う（放課後等デイサービス）。入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行う（居宅介護）。介護者が病気の場合などに、短期間の施設入所により入浴や排せつ、食事の介護などを行う（短期入所）。家族の負担の一時的な軽減を図るため、障害者支援施設などにおいて、活動の場の提供や見守りなどを行う（日中一時支援）。社会参加の促進などを行うために、外出が困難な障がい児に対して、外出支援を行う（移動支援）。	●	●	●	●	①児童発達支援人数 ②放課後等デイサービス人数【活動指標】	①300人 ②417人	①311人 ②505人	A	①311人 ②505人	障害児通所支援の適切なサービス提供体制を確保するとともに、子どもの発達過程や障がい種別・障がい特性に対応したサービス内容との充実を図る。 また、日常生活等における支援として、居宅介護や短期入所、日中一時支援等のサービスを提供する。 放課後等デイサービス連携会議等を活用し、研修や事業所間の情報交換等を行うことにより、提供するサービスの質の向上・充実を図る。	市内障害児通所支援事業所における定員を、放課後等デイサービスと児童発達支援で20名増員した。 また、居宅介護や短期入所、日中一時支援などのサービスを提供することにより、保護者の介護負担の軽減を図った。 さらに、放課後等デイサービス連携会議等を活用し、研修や事業所間の情報交換等を行うことにより、提供するサービスの質の向上・充実を図った。	障害児通所支援の適切なサービス提供体制を確保するとともに、子どもの発達過程や障がい種別・障がい特性に対応したサービス内容との充実を図る。 また、日常生活等における支援として、居宅介護や短期入所、日中一時支援等のサービスを提供する。 放課後等デイサービス連携会議等を活用し、研修や事業所間の情報交換等を行うことにより、提供するサービスの質の向上・充実を図る。	
27		知的障害者施設（のぞみ園）運営事業	子ども支援課	市内在住で、発達に支援が必要な未就学児とその保護者を対象に通園による療育を行う。	●	●	●	●	利用登録件数【活動指標】	200人	204人	A	200人	児童発達支援事業所「のぞみ園」において、未就学児とその保護者を対象にした安心、安全な療育を実施する。 障害児相談支援事業に取り組む。	発達に支援が必要な就学前の児童、204人に対して個別の利用支援計画を作成し、課題に応じた療育、保護者支援を行った。	児童発達支援事業所「のぞみ園」において、未就学児とその保護者を対象にした安心、安全な療育を実施する。 障害児相談支援事業に取り組む。	

基本方針① 保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します

番号	施策カテゴリー	事業名	所管課	事業概要	子ども・子育て	次世代育成	子ども基本条例	未来応援計画	成果の目標値 (R6)	成果の目標値 (R4)			成果の目標値 (R5)	令和4年度実施計画	令和4年度実施状況	令和5年度実施計画
									指標名	令和4年度目標値または活動指標	令和4年度実績値	令和4年度評価 (A~E)	令和5年度目標値または活動指標			
28	制の充実	発達障害支援事業	子ども支援課	乳幼児から小・中・義務教育学校までの子どもの成長・発達や育児の悩み、友だちとの関係や学習の苦しさなどに関する相談に対応し、保育施設や小・中・義務教育学校、医療機関等関係機関と連携した発達の支援を行う。研修会や講演会を開催し、市民の発達障がいに関する理解の向上に努める。	●	●	●	●	総合相談件数【活動指標】	2000件	2245件	A	2000人	発達に関する総合相談窓口として市民の相談に対応し、関係機関と連携した適切な発達の支援を行う。保育所・幼稚園・認定こども園等の巡回相談や職員研修等を実施する。発達障がいに関する市民講演会や講座等を実施する。	乳幼児から小・中・義務教育学校までの子どもの成長・発達や育児の悩み、学習の苦しさや友だちとの関係などに関する相談に、面談や電話等で2,254件対応した。市民向けの講演会を開催し、約108人の参加があった。	発達に関する総合相談窓口として市民の相談に対応し、関係機関と連携した適切な発達の支援を行う。保育所・幼稚園・認定こども園等の巡回相談や職員研修等を実施する。発達障がいに関する市民講演会や講座等を実施する。
29		発達障害早期発見事業	子ども支援課	年中児（満4歳児）を対象に、健康診査を実施し発達に支援が必要な子どもの早期療育や適切な支援につなぐ。	●	●	●	●	健診受診率	100%	96%	B	100%	市内の保育所・幼稚園・認定こども園と連携した年中健診を実施する。	対象児966人中906人（96%）の受診があり、発達に支援が必要な児を、早期の相談や療育につなぎフォローした。	市内の保育所・幼稚園・認定こども園と連携した年中健診を実施する。就学を見据えた適切な支援につなぐ。
30	発達支援・相談体制の充実	就学時健康診断事業	教育政策課	就学予定者に対して、学校医及び学校歯科医による健康診断を行い、必要に応じて入学前の治療を促すとともに、希望する保護者に対して個別の相談を行うことで、就学に関する不安の解消を図る。	●	●	●	●	就学時健康診断受診率	100%	99%	B	100%	発達支援室、子ども家庭課と連携して、市内小学校に入学する予定者に対し健康診断を実施し、入学前児童の健康状態を把握する。健康診断後は、各校ごとに情報提供を行い、円滑な就学に繋げる。	発達支援室、子ども家庭課と連携して、市内小学校に入学する予定者に対し健康診断を実施した。入学前児童の健康状態を把握し、各校ごとに情報提供を行うことで円滑な就学に繋げることができた。	発達支援室、子ども家庭センターと連携して、市内小学校に入学する予定者に対し健康診断を実施し、入学前児童の健康状態を把握する。健康診断後は、各校ごとに情報提供を行い、円滑な就学に繋げる。
31		家庭訪問相談指導員派遣事業	子ども支援課	不登校状態が長引き、特に引きこもりがちな傾向の児童生徒及びその保護者に対して、児童生徒本人やその保護者の希望に応じ「家庭訪問相談指導員」が定期的に家庭訪問し、学校生活復帰や社会的自立に向けた相談や学習支援を行う。	●	●	●	●	派遣事業利用者数 ①学校復帰者数 ②エール通室者数 ③改善者数（好ましい変化）	10人 ①3人 ②3人 ③4人	6人 ①2人 ②0人 ③2人	C	10人 ①3人 ②3人 ③4人	学校や教育サポート室エールに通うことのできない不登校状態、特に引きこもりがちな傾向の児童生徒及び保護者に対して、希望者の様々なニーズに対応するため、タブレットの活用や学生ボランティアの活用等体制の強化・充実を図る。	コロナ禍であり、家庭訪問相談指導員派遣の希望者は多くなかったが、希望に応じて訪問し、不登校の子ども及びその保護者支援を行った。	引きこもり傾向の不登校の子ども及びその保護者の支援のため、家庭訪問相談指導員の派遣を継続する。また、令和5年度に開設した子どもの自立サポートセンターホープにおいても保護者の支援を行う。（基本方針③-22関連）
32		子ども基本条例啓発業務	子ども育成課	子ども及び保護者に、子どもの権利や宗像市子ども基本条例の内容を正しく理解してもらうことを目指す。	●	●	●	●	保護者に向けた啓発活動回数(年間)	5回	9回	A	5回	令和4年3月に条例を改正したため、改正内容の周知を図るとともに、宗像市子どもの権利の日がある11月を中心に子どもの権利講演会等を開催し、条例の周知、子どもの権利啓発を図る。	11月に開催されたむなかた子ども大学内で、子どもの権利に関する動画制作や保護者向けの条例周知を行った。また、年間を通じて「家庭教育学級開設説明会」「夏の課外授業パンフレットに記事掲載」「ボランティア養成講座」などの機会にも条例周知、権利啓発を行った。	宗像市子どもの権利の日がある11月を中心に子どもの権利講演会等を開催し、条例の周知、子どもの権利啓発を図る。
33	子どもの権利救済・児童虐待	子どもの権利救済事業	子ども支援課	宗像市子ども基本条例に定める子どもの権利の侵害に対する救済・回復を図るため、公的第三者機関である子どもの権利救済委員及び救済委員を補佐する子どもの権利相談員を置く。併せて相談窓口としてのむなかた子どもの権利相談室を設置し、子どもと関係者からの相談・救済申立てなどに基づき、必要に応じ助言・調査・調整・要請・勧告などを実施する。	●	●	●	●	①子どもの権利相談室認知率（子どもの権利相談室のことを知っている子どもの割合） ②権利救済事業を行った学校数	①100% ②21	①96.8% ②21	B	①98% ②21	子どもの権利救済委員・相談員が、子どもの状況に応じた相談対応を行う。定例会議にて、相談や申立て等への対応方針を検討する。常設の相談方法（電話・来所・手紙・オンライン相談）に加え、お手紙相談ポストの継続、タブレットの活用、出張相談会の検討など、相談受付方法の充実を図る。地域で子どもの権利を守る環境をつくるため、子どもたち、保護者、市民へ向けての啓発の強化を図る。	子どもの権利侵害に対する救済：回復を図るため、子どもの権利相談室（はびくろ）にて子ども本人からの相談がしやすくなるように、電話相談、窓口相談、お手紙相談（お手紙POSTは離島を除く市立学校全校に設置）、オンライン相談を実施した。はびくろで対応した相談件数（合計）は553件となった。またはびくろの周知啓発活動を「年度当初の学校啓発活動」「はびくろ通信」「はびくろカード」「リーフレット」「インスタグラム」等により実施し、子ども（5年生・8年生）の認知率は96.8%となった。	はびくろの電話相談、窓口相談、お手紙相談、オンライン相談を継続するが、コロナ禍で休止していた市立学校での出張相談会を再開する。各相談受付の場では保護者からの相談も受け付け、子どもの権利保障を保護者とともに検討していく。

基本方針① 保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します

番号	施策カテゴリー	事業名	所管課	事業概要	子ども・子育て	次世代育成	子ども基本条例	未来応援計画	成果の目標値 (R6)	成果の目標値 (R4)			成果の目標値 (R5)	令和4年度実施計画	令和4年度実施状況	令和5年度実施計画
									指標名	令和4年度目標値または活動指標	令和4年度実績値	令和4年度評価 (A~E)	令和5年度目標値または活動指標			
34	防止対策の充実	子ども家庭相談事業	子ども家庭センター	要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を活用し、要保護児童、要支援児童、特定妊婦、ひとり親家庭への相談援助活動を実施する。また、要保護児童対策地域協議会の広報・啓発・研修機能を活用し、児童虐待の発生予防、発見・通告義務の周知、児童虐待をはじめとする要保護児童などへの対応研修などの児童虐待防止活動などを実施する。子ども家庭相談室におけるスクールソーシャルワーカーを含めた子ども家庭相談支援活動の体制強化を図る。ケース検討会議を更に活発に実施することなどを通じて、子どもがかかわる関係機関や施設などとの連携を図ること、より効果的な支援活動を推進する。	●	●	●	●	要保護児童対策地域協議会 【活動指標】 実施回数	40回	59回	A	40回	年々増加する児童虐待をはじめとする子どもとその家庭や養育環境に関わる課題に子ども相談支援センターにて対応する。要保護児童対策地域協議会の活動を推進し、関係課、関係機関との連携を図り、児童虐待の発生予防、発見・通告義務の周知、児童虐待をはじめとする要保護児童などへの対応研修などの児童虐待防止活動などを実施する。	要保護児童対策地域協議会による代表者会議、実務者会議、個別ケース会議の開催により、関係機関と情報共有し具体的な支援方針を決定し要保護児童及び保護者への支援を行った。また、スクールソーシャルワーカーにおいても学校をはじめとした関係機関と連携し、相談援助を積極的に実施した。広報啓発活動では、11月に実施した虐待防止プロジェクトや研修会を中心に関係機関との連携や、児童虐待の発生予防、発見・通告義務の周知に努めた。	・今年度より設立した子ども家庭センターの役割を積極的に発信していきながら、これまで実施してきた子ども家庭相談員およびスクールソーシャルワーカーの相談援助に関しても積極的に実施していく。 ・要保護児童対策地域協議会の運営に関して、関係課・関係機関との連携を図りながら、児童虐待をはじめとする要保護児童などへの適切な対応につなげていく。 ・広報啓発活動に関して、11月に実施予定の虐待防止プロジェクトや研修会を実施し、関係機関との連携や、児童虐待の発生予防、発見・通告義務の周知につなげていく。
35	ワークライフバランスの推進	男女共同参画推進事業	男女共同参画推進課	男性も女性もいきいきと働くことができ、家族との充実した時間や地域活動への参加の時間が持てるなど健康で豊かな生活が送れるよう、仕事と家庭の調和の実現を目指す。固定的性別役割分担意識の解消を図り、家庭で男女が家事や子育てをともに担うことの大切さを啓発する。男女共同参画推進センターを拠点とし、男女共同参画の視点に立った講演会や講座の開催、男女共同参画に関する情報収集と情報提供に取組む。	●	●	●	●	男女共同参画プラン事業達成度B以上の事業	98%	未確定	未確定	未確定	第3次宗像市男女共同参画プランについて、関係課と連携し、事業実施と適正な進行管理に取り組む。ワークライフバランスの大切さについて市民や事業所への啓発や情報提供を行う。合わせて、令和3年の育児・介護休業法の改正、施行に伴い、男性の育児休業についての情報提供及び啓発に取り組む。	第3次宗像市男女共同参画プランについては、関係課と連携して事業を実施し、進行管理を行った。男女共同参画推進センターの講座では、男性の家庭内進出や性別役割分担意識にとらわれないことの大切さの啓発を行った。また、男性の家事、育児への参画を支援する講座「父子料理教室」を開催し、10組の親子の参加があった。	第3次宗像市男女共同参画プランについて、関係課と連携し、事業実施と適正な進行管理に取り組む。ワークライフバランスの大切さについて市民への啓発や情報提供を行う。合わせて、事業所向けパンフレットを作成し、事業所訪問を行い、啓発や情報提供を行う。
36	ワークライフバランスの推進	男女共同参画推進センター事業	男女共同参画推進課	親子で参加しやすい講座を企画し、夫婦ともに子育てをするきっかけ作りや意識啓発を図る。特に、男性の子育て参画を促し、子育て力向上を支援する。子育てで一旦仕事を中断した方の再チャレンジを支援するため、就労支援を目的とした資格取得講座や起業支援講座の充実を図る。	●	●	●	●	講座等参加者数	—	1225人	B	1,500人	男女共同参画推進センターで実施する講座を中心に意識啓発を図る。子育て支援、男性の家庭参画等の講座を実施する。また、資格取得講座や就職支援講座、就労相談会を実施し、子育て等で離職した方の支援を行う。	新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、男女共同参画推進センターの講座を実施し意識啓発を図った。講座の参加者は「父子料理教室」と「親子木工教室」で計18組、「子育てママのリフレッシュ講座」が2回で計56人、「女性の働き方応援セミナー」は3回で49人であった。ほかに、エクセル2級、3級、調剤薬局事務等の資格取得講座も実施した。	男女共同参画推進センターで実施する講座を中心に意識啓発を図る。子育て支援、男性の家庭参画等の講座を実施する。また、資格取得講座や就職支援講座を実施し、子育て等で離職した方の支援を行う。